

ふじしろ政夫と共に市政を変える会ニュース

発行 ふじしろ政夫と共に市政を変える会
〒273-0122 鎌ヶ谷市東初富5-24-50
Eメール masao.fujishiro@zc.wakwak.com

2008年5月号
TEL & FAX 047-445-9144
ホームページ <http://e-kamagaya.com/>

〈後期高齢者医療制度〉は誰のため??



'08.4/1 から後期高齢者制度が開始されました。75才以上の人と、65才～74才で一定の障がいがあり認定を受けた人を対象とした新たな医療制度です。

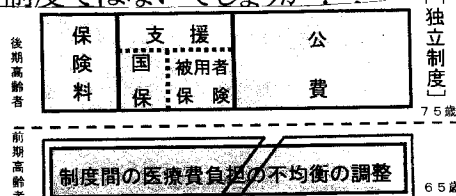
高齢者の“心身の特性や、生活実態等を踏まえた”医療を展開していくものと言われますが本当でしょうか？平成17年に出された『医療制度改革大綱』では、**どう高齢者医療を抑制していくか**が語られています。30兆円の医療費のうち1/3の約11兆円の医療費がかかっている高齢者医療について、74才以下の国民の医療保険制度と切り離して、まったく別の制度としての“後期高齢者医療制度”とすることが持続可能な医療制度になると政府は言っています。高齢者の人々の医療費がどのくらいか、それに対して国や若年層がどのくらい補助しているか、はっきりさせることで「若者と高齢者の負担が公平になる」と説明しているのです。

だからこれまで被扶養者となっていた**75才以上の高齢者も保険料を支払い被保険者となる制度**をつつたのです。【広域連合千葉県下では、均等割 37,400 円所得割 7.12%です。平均額 72,000 円(年間)と予想されます】しかも年間 18 万円以上の年金がある人からは、**保険料が年金より天引**されます。保険料が払えなかった人には「資格証」が出され医療費100%負担となります。なんともむごい制度ではないでしょうか？！

だから“姥捨て山制度”とも言われています。

新制度では医療内容も変わってきました。高齢者が多くの病院や診療所にかかって、費用がかかりすぎているので、『**担当医**』といった**診療報酬制度**がつくれ、一ヶ所で診てもらおうようにしていこうとするものです。

月 6,000 円で包括的に慢性医療に対処していこうというものです。診療一回でも三回でも月 6,000 円。必要な診療を600点以上した場合、医療機関の持ち出しになってしまう制度がつけられました。果して十分な医療が提供されるのでしょうか不安です。今回の高齢者医療制度の改革は、小泉政権での「**骨太の改革**」=医療制度改革大綱で語られた①医療費の適正化②新たな高齢者医療制度から導き出されたものです。「競争市場原理」「自己責任」「小さな政府」の実現=グローバル企業が自由に世界中で活動(金儲け)が出来るような政治・経済体制づくりに向けての“**構造改革**”がついに私達の《命》《健康》にかかわる医療制度にまできたのです。個人の尊厳を、高齢者を大切にしない「後期高齢者医療制度」を撤廃させましょう！



一裁判員制度一は平成の赤紙です

来年5月21日から実施することになった裁判員制度の問題点が多くの人から指摘されています。

最高裁の調査でも「参加したい・してもよい」という人が 21.1%から 15.5%に減っています。クジで当たった市民が、死刑判決までもしなければならぬ裁判員制度。市民は参加を拒否すると罰せられま



す。それ故“平成の赤紙”といわれています。

ジャーナリスト齊藤貴男さんは「裁判員制度はいらない」の集会で、制度に反対する理由を次のように語りました。(1)裁判員制度は徴兵制度みたいなもの(2)市民を裁く側の人間へとかりたてます。(3)タウンミーティングのやらせでつくられた制度(4)裁判そのものが「市民皆で下した判決」となりリンチの構造になってしまいます、だから反対ですと。

桜を一本守れるか??

パークサイドから東武鎌ヶ谷駅に至る市道 22 号線。今交通安全対策として拡幅工事が行われています。交番近くに大きな桜の木があります(個人所有地)今年もきれいな花を見せてくれました。

市の計画で道路を拡幅するとなると、桜の木はどうなるのだろうか…? 「何とか残したいものだねエ」という声が伝わってきます。志木市などは公共工事では木々を出るだけ切らずに迂回すること(自然再生条例)

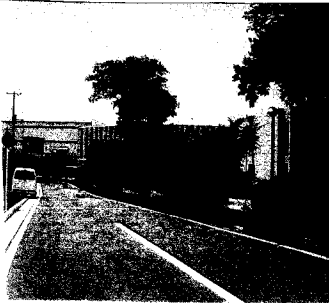


鎌ヶ谷市はまっすぐな道はあくまでまっすぐに…桜を残す考えは無いのだろうか?...

野馬土手めぐり PART II

(10) 東葉高速 船橋日大前駅の南 鈴木喜久次

日大理工学部敷地の東側に、学校敷地・野馬土手・散歩道・林 と並んだのどかな風景が広がっていたが、区画事業が進み広い車道と用地に変わって、かつての風景は失われた。



ふれあいの森 宅地開発

東中沢 2 丁目ふれあいの森(1791 m²)は、1 月に閉鎖され 3 月 27 日には開発許可がありました。

またまた、きれいさっぱり林の木々が一本もなくなりました。保全林・ふれあいの森・は所有者の善意によって維持される側面があり、税制上の問題が出てきたときは、対応しきれない課題をかかえています。(開発許可看板なく工事遂行)ます。

みどり豊かな鎌ヶ谷(?)の街づくり……

お願い

ニュース配布のお手伝いをしていただける方を募集しています。

ふじしろ政夫までご連絡ください

☎ 4 4 5 - 9 1 4 4

かまがやエコカルタ

環境基本条例に基づき、鎌ヶ谷市の環境政策を推進する「かまがや環境市民会議」によって『かまがやエコカルタ』がつくられました。

平成 19 年 9 月～10 月、地球温暖化対策の絵札と読み札が募集され、342 点から 44 点が選ばれました。今後手作りカルタは、小中学校・公民館に置かれ環境教育に使われていくことでしょう。

カルタとり大会も企画しているとのこと。

さらに「環境家計簿登録」も 4/1 からスタートしました。

市民・事業者・行政が協力して、鎌ヶ谷の環境を良くしていきましょう。



あ 歩こうよ車をつかわず鎌ヶ谷を

す スイッチをこまめに消してエコライフ

お知らせ



★ペシャワール会 中村 哲講演会

5/30(金) 19:00～ 船橋勤労市民センター

6/1(日) 18:00～ 我孫子市アビホール

いづれも 1000 円…チケット ふじしろまで

★九条世界会議 幕張メッセ

5/4 13:30～ 前売 1000 円 ふじしろまで

5/5 10:00～ 前売 1000 円

★自主講座「市民自治」第 4 回 憲法と地方自治

5/28(水) 18:30～

中央学院大学 622 教室 1000 円

★高山俊吉弁護士講演会

—裁判員制度はいらない—

5/25(日) 13:30～ まなびいプラザ 300 円

主催 : やさしく学ぼう憲法 鎌ヶ谷

きょうどう事務所トライ ご案内

▼法律弁護士無料相談—要予約 ふじしろ迄—

5/31(土)・6/21(土)・7/26(土) 13:00～

▼碁楽会 毎週金曜日 13:00～